

1. 点検目的

経済産業省及び国土交通省等からの発電設備に係る調査・点検指示に基づき、以下について点検を行うことを目的とする。

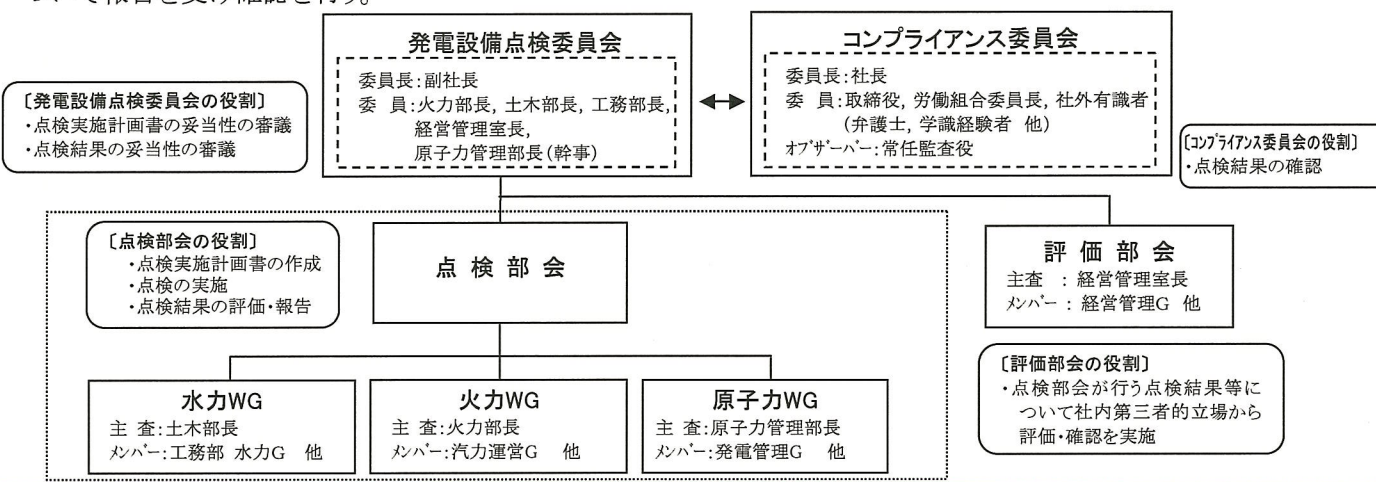
- 水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備について、データ改ざん、必要な手続きの不備、その他の同様な問題(以下、「不適切な事象」と言う)がないか点検する。
- 上記の不適切な事象により、水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備について、発電設備の保安及び環境保全が損なわれていないか確認する。

2. 点検体制

本点検を厳正かつ適切に実施するため、社長指示により、発電設備に係る点検結果の妥当性・報告内容の審議等を行う「発電設備点検委員会」を発足し、下部機関として「点検部会」と「評価部会」を設置した。

「点検部会」は、その下部に発電設備主管毎のワーキンググループ(以下、WG)を設置し点検を実施する。「評価部会」は、点検部会が行う計画、実施及び結果の各プロセスについて、社内第三者的立場から評価確認を行う。

社長を委員長とし、弁護士、学識経験者などの社外委員等で構成された「コンプライアンス委員会」は、点検結果について報告を受け確認を行う。



3. 点検範囲及び点検方法

全社点検計画書を基本方針とした上で、WG毎に点検計画書を策定し、これに則り、点検を実施した。

点検に際しては、不適切な事象についての関係者(OBを含む当社社員及び協力会社社員等)への聞き取り調査等を行うことにより、過去に亘って設備及び時期を限定しない網羅的な点検とした。また、計器・計算機等の現状について、不適切な行為の有無を確認するとともに、保安および環境保全に係る記録に対する改ざんの有無ならびに届出等の手続きに係る不備の有無を点検した。

表1 点検対象設備、点検対象項目及び点検対象期間

点検対象設備		水力発電設備	火力発電設備	原子力発電設備
		140 発電所 (173 ユニット)	汽力:10 発電所(21 ユニット) 地熱:5 発電所(6 ユニット) 内燃力:35 発電所(146 ユニット)	2 発電所 (6 ユニット)
点検対象項目	記録、データ等	対象項目	・工事計画(変更)認可申請・届出[電事法] ・許可・承認[河川法] ・電事法制定以降[電事法] ・最新の水利権更新申請日以降[河川法]	・工事計画(変更)認可申請・届出[電事法]
		対象期間	・使用前自主検査、使用前検査、立入検査、定期報告[以上、電事法] ・定期報告[河川法]	・平成13年度以降(記録保管期間)
	対象項目	・資料が残存する期間[電事法] ・水利使用規則で測定を義務付けられてから現在までの期間の記録[河川法]	・現 状	・平成14年度東電問題総点検以降
	対象期間	・現 状	・現 状 (取放水口については、過去3年間)	
その他同様な問題	対象項目	上記以外の不適切な事象		
	対象期間	期間は限定しない		

(注) 電事法:電気事業法 原子炉等規制法:核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

表2 点検項目毎の点検数

点検項目		水力発電設備	火力発電設備	原子力発電設備
記録、データ等	手続きの不備	約 87,000 件[電事法] 約 35,000 件[河川法]	約 900 件	約 2,300 件
	データ改ざん	計器 約 87,000 件[電事法] 約 300 件[河川法]	約 6,200 ループ*	約 4,800 ループ*
聞き取り等	面談	357 人	105 人	177 人
	グループミーティング	1,024 人	1,001 人	676 人
	コンプライアンス相談窓口	相談内容の確認		

※ ループ:流量・圧力等計測するために必要な検出器・変換器・指示計等複数の計器からなる構成単位

4. 点検結果

点検の結果、水力発電設備では新たに3発電所、2事象、3件(既報告分は138発電所、3事象、596件)、火力発電設備では4発電所、1事象、6件の不適切な事象を確認したが、併せて同事象による保安や環境保全への影響がないことも確認した。原子力発電設備においては、誤記(25件)は認められたが不適切な事象は確認されなかった。

表3 不適切な事象が確認された設備、事象数、件数

○ 点検結果総数(既報告分含む)

種 類	水力発電設備			火力発電設備	原子力発電設備	計 ※1
	電事法	河川法	計※1			
手続きの不備	12 発電所 (13 件)	135 発電所 (469 件)	135 発電所、1 事象 (482 件)	—	—	135 発電所、1 事象 (482 件)
データ改ざん	1 発電所 (1 件)	—	1 発電所、1 事象 (1 件)	—	—	1 発電所、1 事象 (1 件)
その他不適切な事象	2 発電所 (2 件)	114 発電所 (114 件)	114 発電所、2 事象 (116 件)	4 発電所、1 事象 (6 件)	—	118 発電所、3 事象 (122 件)
計 ※1	15 発電所 (16 件)	138 発電所 (583 件)	138 発電所、4 事象 (599 件)	4 発電所、1 事象 (6 件)	—	142 発電所、5 事象 (605 件)

※1:重複あり

○ 新規報告分

種 類	水力発電設備			火力発電設備	原子力発電設備	計
	電事法	河川法	計			
手続きの不備	1 発電所 (1 件)	—	1 発電所、1 事象 (1 件)	—	—	1 発電所、1 事象 (1 件)
データ改ざん	—	—	—	—	—	—
その他不適切な事象	2 発電所 (2 件)	—	2 発電所、1 事象 (2 件)	4 発電所、1 事象 (6 件)	—	6 発電所、2 事象 (8 件)
計	3 発電所 (3 件)	—	3 発電所、2 事象※2 (3 件)	4 発電所、1 事象※3 (6 件)	—	7 発電所、3 事象 (9 件)

※2:添付資料2 参照, ※3:添付資料3 参照

表4 各事象内容(新規報告分)

種 類	事象内容	設備	発電所名	対象法令
手続き不備	建屋給気用送風機設置の届出不備	水力	内之浦発電所	電事法
その他不適切な事象	補機(空気圧縮機)原動機の銘板差替え	水力	湯田発電所、新川発電所	電事法
	発電機出力に関するデータ処理	火力	新大分発電所、滝上発電所、大霧発電所、山川発電所	電事法

5. 今後の取り組み

当社としての再発防止策を早急に策定し、国に提出する予定としている。また、当社の「コンプライアンス相談窓口」への相談内容について、継続して事実確認等を行う。